

別紙第2

平素の段階の計画

要 旨	武力攻撃事態等が認定されるまでの間の、国民保護措置の準備を実施する段階で、以下のとおり対処します。 ① 国民保護に係る計画、体制等を整備し、情報を収集します。 ② 国民保護関係機関・団体の連携を強化します。 ③ 国民保護に係る備蓄、訓練、広報等を行います。
--------	--

関連する計画等

市	境港市地域防災計画、広域住民避難計画、境港市業務継続計画、避難行動要支援者避難支援プラン
県	運送計画（運送力配分計画、道路使用計画、運送実施計画）、交通規制計画、県立病院避難計画、避難行動要支援者の避難に係る計画、救護班編成計画、県立学校避難計画、応急教育計画 鳥取県危機管理対応指針、避難施設管理運営指針 収容施設消防基準 避難施設管理運営マニュアル、県営発電施設・県営工業用水施設の運営・保全マニュアル

避難タイプとの関連

各避難タイプによる差はありません。
共通で、情報の収集、訓練、広報、備蓄等を行います。

1 状況

(1) 期間

ア 対象期間

平素		
事態への対処	準備 避難 生活 復帰	緊急避難
復旧・復興		

← 武力攻撃（予測）事態が認定されるまでの間の国民保護措置の準備をする期間

イ この期間に予想される状況と留意点

県、市に対する対策本部設置の指定がなくても、突発的に武力攻撃災害が発生する危険性を念頭において行動する必要があります。

(2) 情報計画

別紙第1「情報計画」参照

2 構想

(1) 活動方針

市は、国民保護措置が的確かつ迅速に実施できる万全の態勢の整備と情報の継続的な収集、整理を行い、即応できる体制を整備します。この際、関係機関との連携、情報の伝達体制の整備及び住民への普及啓発を重視します。

(2) 実施要領

ア 継続的な情報収集

(ア) 情報の収集を継続的に行い、収集した情報は整理分析し、不測の事態に備えるとともに、迅速な対応が行えるように準備します。

(イ) 警報等について、住民及び関係機関に迅速確実に伝達できるよう平素から体制を整備します。

イ 実施体制の確立

(ア) 関係機関との相互の連携協力体制

国民保護措置の的確な実施と関係機関が行う国民保護措置の総合的な推進のために、関係機関との相互の連携協力体制を構築します。

(イ) 国民保護措置を実施する設備面の整備と安全対策

(ウ) 職員及び住民への普及啓発

(エ) 国民保護訓練の実施

(オ) 国民保護計画に関連するその他の計画等の作成

a 計画の作成

国民保護措置の実施に必要なその他の計画及びマニュアルを作成します。

b 計画の修正

国民保護訓練の実施成果に基づき、国民保護計画及びその他の計画等を随時適切に修正します。

ウ 避難の準備

被害想定に基づき、運送必要量の見積もり、避難住民誘導体制の整備を図ります。

エ 避難住民等の救援の準備

市長は、県からの一括委任を受け、救援を行うための必要な資機材の充実・整備点検を行います。その際、県と事前に十分協議を行います。

オ 武力攻撃災害の予防、対応準備

市内の危険物資等の保管場所、種類、量等について把握し、危険物資等に係る武力攻撃災害の予防、対応準備を実施します。

カ 住民の生活の安定

武力攻撃事態等における物資の不足や物価の高騰に、迅速かつ適切に対応できるよう、関係機関との連携など体制を整備します。また、下水道などライフラインの維持に必要な資機材、体制等の整備を実施します。

3 各機関の役割

(1) 市

部局等	事務又は業務
共通	その他市長の命ずる事項、または市対策本部長の求める事項（市対策本部が設置された場合）
自治防災課	1 国民保護計画、体制等の整備 2 国民保護措置に係る県との連絡調整 3 情報収集・警報等の住民への伝達体制の整備 4 住民の避難誘導に関する体制の整備 5 避難施設等の指定・管理・連絡調整 6 避難物資等の備蓄、備蓄物資等の管理 7 訓練の実施、住民への普及啓発 8 危険物質等の保安体制整備 9 特殊標章等の交付に関する事項 10 他市町村、県、国、消防、警察、自衛隊等との連絡体制の整備 11 消防団、自主防災組織、自治会との連絡調整
総務部 総務部に以下の部署を含む ・出納室 ・議会事務局 ・監査事務局 ・選管事務局	1 庁舎の管理、運用（避難時移転及び仮庁舎を含む）に関する事項 2 市有財産の管理、運用、調査 3 職員の服務、給与、補償に関する事項 4 国民保護措置実施時に必要な準備 5 義援金の収納・管理等に関する事項 6 国民保護措置関係予算その他財政に関する事項 7 国民保護に係る広報・広聴 8 報道機関との連絡調整 9 人権擁護体制等の整備、啓発 10 国際人道法の普及 11 市議会に関する事項
市民生活部	1 安否情報の収集・提供体制の整備等 2 避難・復帰住民の誘導に係る体制整備等（境・上道・余子地区） 3 廃棄物、ゴミの処理体制の整備 4 市税・諸収入減免制度等の制定、周知 5 苦情・相談対処、窓口設置に関する事項（復帰後は総務部に開設） 6 戸籍・住民登録等の保護、 7 行方不明者の搜索、遺体の処理、火葬、埋葬の体制整備等 8 食品衛生、食中毒防止等衛生に関する事項 9 入浴施設の確保、需要・供給状況 10 トイレ等確保、提供の調査、計画、体制整備 11 死亡獣畜の処理に関する事項 12 有害物質等の保安体制整備

福祉保健部	1 要配慮者の把握及び避難行動要支援者名簿及び個別避難計画作成 2 要配慮者の安否確認、避難等の安全確保及び支援 3 避難所（公民館、集会所）の開設・運営体制の整備等 4 ボランティアの受入・支援・調整体制の整備 5 赤十字標章等の使用許可申請準備 6 保育所、幼稚園及び認定こども園児の避難、救援等に関する体制整備等（市が設立や運営に直接関与しない「認可外」については、基本的には「認可」の範囲） 7 保育所園児の応急保育に関する体制整備等 8 医療・助産（人員・医薬品・資機材・施設等）に関する体制整備 9 避難住民の健康維持、保健衛生、感染症予防等 10 食品衛生、食中毒防止等の体制整備
産業部	1 物資運送能力の把握 2 物資運送の運営体制整備等 3 生活必需品の給与・確保体制の整備等 4 飲食物の確保・供給体制の整備等 5 救援物資の管理、集配に関する事項 6 商工農水産業関係の被害調査・対策に関する体制の整備 7 家畜伝染病予防及び防疫に関する事項 8 漁船による運送に関する事項 9 漁港施設等の状況確認・確保・情報提供 10 河川・海岸漂流物等に関する情報収集・保管・対処等の体制整備 11 外国人に対する安否確認、広報、避難、援助体制等の整備 12 観光施設等との連絡調整
建設部	1 緊急輸送道路、幹線道路（農道を除く）の状況確認等 2 除雪等の体制の整備 3 武力攻撃災害の復旧等に係る体制整備等 4 ライフライン（電気、ガス、電話）の確保に関する体制整備等 5 公共土木施設等の状況把握、対策等 6 土木資機材等の手配に関する体制整備 7 特殊車両の通行許可に関する事項 8 応急仮設住宅等の手配・建設・供与等に係る体制整備 9 被災者住宅再建支援及び制度等の整備 10 市営住宅の調査・提供・応急復旧準備 11 避難・復帰住民の誘導に係る体制整備等 (渡・外江・中浜・誠道地区) 12 建築の制限、緩和等に関する体制整備等 13 空港、港湾などの状況確認、確保、情報提供 14 下水道の被害調査・応急復旧の整備等 15 水質検査に関する事項 16 し尿処理に関する事項に関する事項

教育委員会事務局	1 文教施設等の保全及び避難施設としての体制整備等 2 市立学校への警報等の伝達体制整備 3 国際人道法の普及、教育 4 避難所（学校、体育館）の開設・運営体制の整備 5 児童生徒等の保護、避難に関する計画等体制整備に関する事項 6 文化財の保護等
消防団	1 避難住民の誘導及び避難行動要支援者の避難補助の体制整備 2 不在者確認、被災者の捜索、救出の体制整備 3 住民への情報伝達及び地区情報の収集 4 消火及び武力攻撃災害の防除・軽減及び訓練等

(2) 県

機関名	内 容
県	1 県国民保護計画、体制等の整備 2 国民保護措置に係る市町村、消防、自衛隊その他関係機関との連絡調整 3 警報、避難の指示等の通知、伝達体制の整備 4 避難住民の誘導支援に関する体制の整備 5 避難住民等の救援、避難受入体制の整備 6 武力攻撃災害予防、対処体制の整備 7 国民生活安定措置の実施準備 8 国民保護に係る備蓄、訓練等 9 住民への普及啓発 10 県内における国民保護措置準備の総合調整及び支援 11 その他知事の命ずる事項、又は県対策本部長の求める事項

(3) 指定地方行政機関

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
共通	1 本文「第3章 国及び関係機関の事務又は業務」に示す業務のうち平素の段階において実施すべき業務

(4) 自衛隊

機 名	処理すべき事務又は業務の大綱
共通	1 国民保護措置に関する訓練等の実施

(5) 指定公共機関

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
共通	1 本文「第3章 国及び関係機関の事務又は業務」に示す業務のうち平素の段階において実施すべき業務

(6) 指定地方公共機関

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
共通	指定公共機関に準じて実施

4 活動要領

(1) 情報

ア 情報の収集、整理

「通常監視体制」をとり、県（危機管理局）等から寄せられる情報を収集、整理、分析します。また、市内の武力攻撃災害の兆候、密航、不審者等の情報が寄せられたときは、速やかに県（危機管理局）、西部消防、境港警察署、境海上保安部等へ連絡します。情報収集は、防災担当者等により24時間体制で行います。

(ア) 情報収集項目、収集体制

別紙第1「情報計画」を参照

なお、平素の情報収集に当たっては、個人のプライバシー等を侵害することがないように配慮するとともに、不正利用や流出が生じることがないように管理します。

イ 警報等の迅速確実な伝達の準備

市は、住民に対し警報等が迅速確実に伝達できるよう体制、機器等を整備します。

ウ 安否情報、被災情報収集のための準備

市長（市民生活部、福祉保健部）は、市内の安否情報収集体制（担当の配置や収集方法、収集先等）を整備するとともに、消防団、自主防災組織、自治会、民生委員、関係機関を把握し、安否情報の報告先、様式等の周知を図ります。

エ 通信

市（自治防災課）は、武力攻撃事態等における警報や避難措置の指示等が迅速かつ確実に通知・伝達されるよう、緊急情報ネットワークシステム（E-m-Net）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、防災行政無線等を中心に、総合行政ネットワーク（LGWAN）等の公共ネットワーク、地域衛星通信ネットワーク等の通信手段の的確な運用、管理、整備を行います。また、非常通信の実施に備えて非常通信協議会など関係機関との連携を図ります。

(2) 実施体制

ア 市の国民保護体制の準備

市は、必要に応じ速やかに国民保護体制へ移行することができるよう、平素から体制を整備します。

(ア) 市長は、平素から国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要な組織・体制を整備します。

(イ) 市長は、非常参集体制を構築し、あらかじめ職員に周知します。

(ウ) 各部局等は、平素からそれぞれ所掌する国民保護措置の計画・マニュアルを作成し、

所要の情報を収集し、関係機関・団体との事前連絡、協議を実施します。

- (エ) 市は、NBCRテロ等の対処や被害の想定について知見を有する専門家から助言を受けることができるようアドバイザーの確保に努めます。
- (オ) 市は、緊急を要する弾道ミサイル攻撃に対しては、県が国等からミサイル発射予告や確度の高い情報が提供された場合に開催する情報連絡会議に参加し、今後の対応方針等を情報共有します。
- (カ) 防災監は、国民保護に関連して、緊急的に情報共有或いは対処を要する必要がある場合、市長に了承を得て本文第5章第1項(1)に定める本部員を招集して対策本部会議に準じて会議を開催し、現状及び今後の対応方針等について情報共有します。

イ 対策本部の設置準備

(ア) 対策本部の設置準備

市長は、必要に応じ速やかに対策本部が設置できるよう、平素から組織、資機材等の準備を完了します。

(イ) 対策本部の設置が指定されていない場合の対応

対策本部会議に準じて行うものとし、事案に応じては、緊急対応チーム、警戒本部により対応します。

a 緊急対応チームの招集、警戒本部の設置

政府が対処基本方針を定め、武力攻撃(予測)事態を認定した場合、市は、「市職員配備体制基準」に基づき、以下のとおり対応します。

状 況	対 応	体制
1 武力攻撃やテロ攻撃等の可能性の高い情報を入手した場合 2 県の緊急参集チームが招集された場合（情報連絡室設置）	情報連絡室の設置	注意体制
1 県外で武力攻撃やテロ攻撃等による被害発生の可能性があり、防災監が必要と認めた場合 2 県の緊急対応チームが招集された場合	緊急対応チームの招集	警戒体制（Ⅰ）
1 県外で警報が発令された場合 2 国の国家安全保障会議の緊急大臣会合が開催された場合 3 県内で武力攻撃やテロ攻撃等による被害発生の可能性があり、市長が必要と認めた場合	警戒本部の設置	警戒体制（Ⅱ）
1 県内で警報が発令された場合 2 県本部が設置されていない段階で、県内で武力攻撃災害が発生し、市長が必要と認めた場合	危機管理対策本部の設置	非常体制
国から市が対策本部設置の指定を受けたとき。	国民保護対策本部の設置	

b 初動方針の決定

緊急対応チーム、警戒本部、対策本部は、速やかに第1回会議を開催します。

目 的	項 目
認識の共有	・武力攻撃（予測）事態の内容 ・部局等の状況 ・国、県、指定（地方）行政機関、指定（地方）公共機関の状況
初動活動方針の決定	・情報収集の強化 ・国民保護措置に係る計画、体制、物資、資機材等の確認

(f) 対策本部設置の指定要請

市長（事務局）は、対策本部の設置が必要と認めたときは、知事（危機管理局）に対し、内閣総理大臣に対する対策本部を設置すべき市としての指定を要請します。

ウ 関係機関との相互の連携協力体制の構築

市は、当直等の強化、連絡体制の整備、職員の配置基準の整備等、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するための体制整備に努めます。

(f) 連絡窓口の設定

(i) 相互応援協定等の整備と必要な情報の収集

(v) 広域救援体制の整備

(e) 運送体制の整備、運送能力の把握

(o) 救援実施体制の整備

(k) 国民保護訓練の実施

(g) 市内にある自衛隊施設と避難誘導に支障のないように密接な連携を図る。

(3) 補給支援

ア 業務実施の基本的事項

市は、県及び関係機関と連携し、避難に要する物資、資機材等を整備、備蓄、把握するとともに、各種補給品の調達及び運用の実効性を確保するため、必要な協定等を整備します。

イ 補給支援組織の整備

市は、県、関係機関・団体と連携し、市内の緊急物資集積所として活用できる施設、補給幹線として活用できる経路等を調査し、必要な整備、調整などを行います。

ウ 各補給品の把握

食品	県の食品供給可能数量を確認し、市内の食品供給可能数量の概算を把握します。
燃料	火災・爆発の危険性がある現存の保管場所と量を把握します。
復旧資材等	県の把握している応急仮設住宅用資機材及び応急修理資機材の供給可能数量、土木資機材等の需給対策に必要な物品、数量等を確認します。 また、県建設業協会西部支部等との連絡網等を確認します。 県が計画的に実施する避難に必要な応急復旧資機材の分散配置について確認します。

日用品、嗜好品	県の把握している供給可能数量を確認し、必要量を把握します。
衛生資機材	県の把握している流通備蓄数量、各医療機関等の備蓄量及び国が保管する感染症のワクチン等を確認し、必要量を把握します。
給水	県及び水道事業者と連携し、給水施設位置の把握と汚染された水源の検知体制を確立します。

(4) 運送

ア 業務実施の基本的事項

知事（地域振興部、商工労働部）は指定（地方）公共機関である運送事業者等と連絡調整を行い、必要に応じ的確かつ迅速に避難住民の運送及び緊急物資の運送を実施できるよう平素から運送体制を整備することとされていることから、市長（総務部、産業部）は、県と連携し、市内における運送手段の確保、手配、受入の準備など、必要に応じ的確かつ迅速に人員・物資運送を実施できるよう準備します。

イ 運送支援施設

市長（建設部）は、県、関係機関・団体と連絡調整のうえ、運送幹線となる道路、鉄道、空港、港湾等の状況確認及び必要な整備（隘路の解消など）を行います。

また、運送に要する給油・整備・通信設備等を把握し、避難時における中継・休憩場所等についても事前に調査、確保します。

ウ 運送業務

(ア) 避難実施要領のパターンなどの作成

a 運送計画等の作成準備

知事（危機管理局、地域振興部、福祉保健部、商工労働部、農林水産部、県土整備部、会計管理者）は、運送力配分計画、道路使用計画、運送実施計画、交通規制計画の概要を作成するとされています。

b 避難実施要領のパターンの作成

市（総務部、建設部、産業部）は、県の運送計画の概要等を受けて、あらかじめ避難実施要領のパターンを作成します。この際、県（危機管理局）、境港警察署の支援を受けるとともに、消防庁が作成するマニュアルを参考にします。

市（総務部、建設部）は、あらかじめ市における運送、交通規制及び市内の道路状況（特殊車両、住民避難車両の通行可能箇所等）等を確認します。

また、冬季においては道路の積雪情報を把握し、除雪体制を整備します。

(イ) 運送手段に係る連絡調整

市（総務部、産業部、建設部）は、県（地域振興部、商工労働部、農林水産部、会計管理者）と平素から情報交換を行い、車両、列車、航空機、船舶等の状況を確認し、運送手段の確保、受入などに係る連絡体制等を整備します。

(ロ) 避難行動要支援者の避難

a 避難行動要支援者の避難に係る連絡調整

市長（福祉保健部）は、平素から県（福祉保健部）、消防団、自主防災組織、自治会、民生委員、関係団体の長などと連絡調整、情報交換を行い、避難行動要支援者の状況並びにこれらの者に係る施設及び避難体制の状況を確認するとともに、武力攻撃

事態等の際の対応について協議し、情報伝達、避難誘導等の所要の体制、必要な資機材などを整備します。

b 避難行動要支援者の避難に関する計画の概要作成

市（福祉保健部）は、県（福祉保健部）が作成した避難行動要支援者の避難に関する計画の概要に基づき、避難行動要支援者の避難に関する計画（個別支援計画）を作成します。

(5) 衛生

ア 業務実施の基本的事項

(ア) 市（福祉保健部）は、県（福祉保健部）が行う避難・救援の際の医療、助産等の提供について、県、関係機関・団体と連携し、武力攻撃災害等の際、速やかに受入れできるよう体制を整備します。

(イ) 市（産業部）は、県（農林水産部）と連携し、農業テロの監視及び被災後の速やかな家畜伝染病の蔓延防止に備え、家畜防疫体制を整備します。

イ 衛生支援施設

市（福祉保健部）は、県（福祉保健局）及び関係機関・団体との連携により市内の臨時医療施設などを開設できる場所を調査選定し、衛生支援施設の速やかな開設のための準備を行います。

ウ 搬送業務

市（福祉保健部）は、県（福祉保健部）、消防団、自主防災組織、西部消防局など関係機関・団体と連携して、市内の入院患者及び施設入所者のうち有事に搬送が必要な人数を把握するとともに、搬送が必要な者の搬送能力（搬送手段及び搬送可能人数）を把握します。

エ 防疫業務

市（福祉保健部）は、県（福祉保健部）と協力し、以下のとおり防疫体制の準備、住民への広報、資機材の整備等を実施します。

(ア) 予防接種、検疫、各種衛生検査、消毒及び診療

(イ) 防疫情報の収集、水質検査、食品検査等による生物兵器に対する兆候の発見

(ウ) 避難所等における防疫体制の整備

(エ) 住民に対する防疫（特に個人衛生）の知識、必要性の普及

オ 健康管理業務

市（福祉保健部）は、県（福祉保健部）、関係機関及び団体と連絡調整の上、次の準備を行います。

(ア) 避難・救援の際の健康管理体制の整備

(イ) 健康診断、予防接種その他の衛生業務の実施体制の整備

(6) 施設

ア 業務実施の基本的事項

市（自治防災課）は、県（危機管理局）の行う避難施設の指定に必要な市内の集合施設、避難施設及び救援施設等の候補施設・候補地等の選定に協力します。

その際、施設の位置、面積、受入可能人数、主要交通手段、ライフラインの状況等についても把握します。

イ 避難施設の指定、管理

(ア) 避難施設の指定及び管理

a 市は、県が指定した避難施設の改廃等の状況管理に協力します。

- b 市は、県が指定した市有の避難施設の維持と管理に努めます。
- c 市は、市内の避難施設について状況を把握し、管理者から届け出があった時は、内容を確認の上、県（危機管理局）へ送付します。

(i) 避難施設の周知

市長（総務部）は、県が市内の避難施設を指定、変更した時は、県と協力して住民に周知します。

(ii) 避難施設の整備

市（総務部）は、県（危機管理局）と協力して、市が所管する避難施設を整備し、また、市内の避難施設について状況を把握します。また、市長は、市有施設の新設、改廃に当たっては、避難施設としての利用に配慮します。

整備項目	整備内容
安全性の確認、確保	耐震、耐火診断等の実施、補強
生活環境の保持	避難所の衛生、被災者のプライバシーの確保

(エ) 資機材の整備

市長は、県と協力して避難施設に次の設備、資機材、台帳類等をあらかじめ配備し、又は必要な時に直ちに配備できるよう準備します。

設備、資機材	備 考
消防設備	収容施設消防基準
通信設備	指定（地方）公共機関
放送設備	
照明設備	非常用発電機及び燃料
炊き出しに必要な機材及び燃料	
給水用機材	
臨時医療施設及び医療資機材	
仮設の小屋又はテント	
防疫用資機材	
工具類	
仮設トイレ・風呂	これに付随すべき消耗品

(オ) 避難施設管理者との事前協議

市（福祉保健部）は、県（福祉保健部）の作成した避難所管理運営指針及びマニュアルに基づき、県と協力して避難施設管理者と使用方法、連絡体制等について事前に連絡調整します。

(7) 人に関すること

ア 職員の派遣、あっせん、配置変更

市長（総務部）は、必要に応じ的確かつ迅速に職員の派遣、あつせん、配置変更等が実施できるよう、平素から県（総務部）等との連携を図り、また、武力攻撃災害発生時等の職員の人的体制を整備します。

- (ア) 部局別・職種別人員数等の把握
- (イ) 支援の必要な分野の洗い出し
- (ウ) 要請体制、要請内容等の検討
- (エ) 必要な協定の締結等

イ 被災者の搜索、救出

市長は、武力攻撃災害発生の際等は速やかに被災者の搜索、救出を行い得るよう、平素から西部消防局、境港警察署、消防団、自治会、自主防災組織、その他関係機関・団体と連絡調整を行います。

ウ 埋葬、火葬、遺体の取扱い

市長（市民生活部）は、武力攻撃災害発生の際等は速やかに火葬、埋葬を行い得るよう、平素から県（生活環境部）、西部行政管理組合、玉井斎場管理組合ほか関係機関・団体と連絡調整を実施し、体制、資機材、燃料等を整備するとともに、必要な施設等を選定、計画します。

(8) 武力攻撃災害に伴う被害の最小化

ア 兆候発見の通報体制、緊急通報体制の確立

市長（自治防災課）は、武力攻撃災害の兆候の早期発見・通報のため、平素から、県（危機管理局）、西部消防局、境港警察署、消防団、自治会、自主防災組織、その他関係機関・団体等との連携を図り、通報体制の確立を図るとともに住民へ周知します。

イ 生活関連等施設の安全確保

(ア) 生活関連等施設の把握

市（各部局）は、市内の生活関連等施設について把握し、県（各部局）に情報を提供します。

(イ) 生活関連等施設に係る情報等の提供等

市長（自治防災課）は、県から県内の生活関連施設に関する情報提供を受けるとともに、境港警察署、西部消防局等との連絡体制の整備に努め、情報、認識の共有を図ります。

(ウ) 生活関連等施設の管理者への通知等

市は、県（各部局）の生活関連等施設の管理者に対する安全確保のための留意点の通知及び武力攻撃事態等における安全確保措置作成の要請について、通知等の情報を共有して必要な対策をとります。

(エ) 市が管理する生活関連等施設の安全確保

市（各部局）は、区域内の生活関連等施設について、関係機関と連携を図るとともに、国の安全確保の留意点に基づき、計画、資機材の準備、必要に応じ監視カメラの設置、関係機関との連携強化など、安全確保措置の実施方法について検討し定めます。また、武力攻撃（予測）事態及びその兆候が認められるときなどは、警備の強化、関係機関への連絡、要請など、安全確保に努めます。

ウ 武力攻撃原子力災害への対処準備

市（自治防災課、総務部）は、資機材の準備、伝達体制の整備、職員の派遣、県及び関係機関・団体との連携強化など、武力攻撃原子力災害への対処準備を整備します。なお、対処等の細部については、境港市地域防災計画（原子力災害対処編）を準用します。

(9) 国民生活の安定に関する措置

市長は、武力攻撃事態等の発生時に、住民生活と関連性が高い物資や役務の価格や供給について監視を行うことができるよう、平素から県（生活環境部）及び関係機関との連携を図ります。

(10) 広報、広聴活動**ア 国民保護制度の広報活動**

市（自治防災課）は、国民保護制度について、市報、市ホームページ、住民説明会などにより住民への広報を実施します。特に、弾道ミサイル落下時の行動等、住民が極めて短時間に行動しなければならない重要な情報については、平素から様々な方法で周知します。

イ 避難方法等の周知

市（自治防災課、総務部）は、県の広報資料の作成、配布、啓示等に協力し、住民の理解を得るとともに、避難指示をした際に住民が安心して避難できるようにします。

周 知 項 目	内 容
避難施設、集合施設の所在等	①避難施設、集合施設の名称、所在位置 ②避難施設、集合施設への経路（避難経路）
避難方法等	①警報、避難の指示等の伝達方法 ②避難の際の行動 ③避難の際の注意事項 ④日頃から用意しておくべきもの 等

ウ 相談窓口

市長（総務部）は、武力攻撃（予測）事態発生時における住民の問い合わせに対する相談窓口の設置、情報提供について、あらかじめ必要な体制を整備します。

(11) その他**ア 住民の協力が行われるための支援****(ア) 自主防災組織の強化**

市は、情報の提供、活動場所の提供、活動のコーディネートなどを行います。

(イ) ボランティアの育成

市は、平素からネットワークを築き、ボランティア等に関する情報を交換し、さらに効果的な連携のための体制づくりを推進します。

5 その他**(1) 国民保護訓練の実施と住民の参加**

計画的に訓練を行い、計画・マニュアル等の検証、関係機関との連携を図るとともに、住民の自発的参加を促進します。

(2) 職員の研修

ア 市（自治防災課、総務部）は、防災に携わる職員の育成と連携して、国民保護に必要な知識と技能、状況判断能力等を有する職員の計画的な育成と配置に努めます。

イ 市（自治防災課、総務部）は、その他の一般職員についても防災危機管理について必要な知識の教育に努めます。

(3) 啓発

市は、住民に積極的に情報提供を行い、国民保護制度及び国民保護措置の重要性を啓発し、

国民保護措置が的確かつ迅速に実施できる万全の体制を整備します。

(4) 学校教育における啓発及び応急教育の準備

ア 学校教育における普及啓発

市（教育委員会事務局）は、児童生徒等の安全確保及び災害対応能力育成のため、市立学校において、災害時の対応などの安全教育や自他の生命及び平和と基本的人権を尊重する精神について教育を行います。また、必要な場合には有事における民間人の保護について教育します。

イ 児童生徒の保護の準備

市（教育委員会事務局）は、児童生徒等の安全を最優先に、各学校における保護者などとの連絡体制の確保、児童生徒等の避難、引き渡し要領及び避難住民等受入の計画などの準備を行います。

ウ 応急教育の準備

市（教育委員会事務局）は、市立学校の児童生徒等、教職員数、施設、立地条件等を考慮し、武力攻撃事態等の際の避難計画及び応急教育計画を策定します。

(5) 文化財の保護

市（教育委員会事務局）は、指定文化財所有者等に対し、事前の対処措置を要請、支援するとともに、武力攻撃等の際の連絡体制を準備します。

美術工芸に属するもの等については、所在の場所又は管理の方法の変更その他その保護に関し、滅失、き損その他の被害を防止するための必要な対策をあらかじめ検討します。

(6) 公共施設等の設置

公共施設等の整備に当たっては、国民保護措置を実施する観点にも留意します。

ア 建築物、施設構造物の安全対策

避難所としての利用と武力攻撃災害の発生、拡大の防止を考慮します。

イ 避難経路の整備

避難経路となる道路等については、計画的かつ着実に整備します。特に危険予想箇所の減少を目的とした改良及び避難住民の運送及び緊急物資の運送を迅速かつ的確に行うため、運送路の高速化及び多重化を推進します。